

2024年3月28日

関係者各位

株式会社スターエム
代表取締役社長 小林 富記子

公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、2023年9月5日に木工用ドリルの販売に関して、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」といいます。）」違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受け、以降、同委員会の調査に対し全面的に協力し、違反の是正に取り組んでまいりました。

本日、当社は同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お客様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

当社といたしましては、このたびの命令を厳粛に受け止めるとともに、内容を精査・確認のうえ、今後二度とこのような事態が起きぬよう必要な措置を実施してまいります。

あわせて、従前より進めてきた独占禁止法遵守に向けた取組みの一層の強化を図ってまいります。

記

1 排除措置命令の概要

木工用ドリルの販売に関して、他の事業者と共同して独占禁止法第2条6項（不当な取引制限）に違反する行為があったとして、違反行為が消滅していることを確認すること、今後同様の違反行為を行わないこと、今後の再発防止の為に必要な措置を講じること

2 課徴金納付命令の概要

独占禁止法第7条の2（不当な取引制限に係る課徴金の算定基礎等）に基づく課徴金を令和6年10月29日までに納付すること

3 今後の対応

排除措置命令及び課徴金納付命令の内容を精査・確認のうえ、必要な措置を実施してまいります

以上